

石川県被災木材加工流通施設等復旧対策事業実施要領

令和6年2月27日
森管第2224号

(目的)

第1 石川県被災木材加工流通施設復旧対策事業交付要綱（令和6年4月3日付け森管第229号。以下「県要綱」という。）第7の知事が別に定める石川県被災木材加工流通施設等復旧対策事業の実施要領については、以下のとおりとする。

(事業計画の申請)

第2 事業主体は、関係地域住民の総意と自主的な意向を尊重し、また、関係行政機関、林業関係団体等の意見を聞いて、別途定める事業計画書を作成し、知事に対し別表第1に定める事業計画書の申請を行うものとする。
2 知事は、前号で申請された事業計画について、他事業及び関係機関との調整を図った上で、適切であると認める場合は承認し、別紙様式第2号により申請者に対し承認通知を行うものとする。

(事業計画の変更)

第3 事業主体は、承認された事業計画の内容について、重要な変更が生じた場合には、別途定める事業変更計画書を作成し、知事に対し速やかに別表第1に定める変更承認申請を行うものとし、知事は、変更が適当であると認める場合は別紙様式第4号により申請者に対し変更承認通知を行うものとする。

ただし、重要な変更とは県要綱別表の重要な変更の欄の事業の内容の変更欄に掲げる変更とする。

また、事業主体は、事業終了後、予期せざる事情の変更により生産（利用）計画の変更を行う必要が生じた場合は、別表第1に定める改善計画書を知事に提出し、知事の指導を受けるものとし、知事は、改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置について、事業主体に対し指導を行うものとする。

(交付金の交付の申請)

第4 石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日 石川県規則第29号。以下「県規則」という。）第4条に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、別表第1に定めるとおりとする。
2 事業主体は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合については、次の条件より取り扱うものとする。

ア 補助金等の交付決定の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合、消費税等仕入控除税額を除いた額について交付決定を行うものとする。

イ 補助事業等の実績報告の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、精算条件を付した上で消費税額等相当額を含めて

補助金の交付決定を行い、実績報告及び補助金の額の確定について、消費税等仕入れ控除税額を除いた額で行うものとする。

ウ 補助金等の額の確定後、消費税等の申告により当該補助事業における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、返還条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税等相当額を含む額について額の確定を行うが、消費税等仕入れ控除税額が確定した段階で、事業実施主体を通じその額を返還させるものとする。

(交付決定前の着手)

第5 交付対象事業の着手（装置等の発注を含む）は原則として交付決定通知を受けて行うものとするが、令和6年1月1日以降に事業主体が緊急、やむを得ない事情により着手した補助対象事業で、写真、見積書等事業内容が確認できる書類がある場合には、補助対象とするものとする。この場合に事業主体は、第2の実施計画書に交付決定前着手の理由、着手日、内容等を記載するものとする。

(事業の着工)

第6 事業主体は、知事に別表第1に定める事業着工届を提出しなければならない。

(交付金の交付内容の変更)

第7 県規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、県要綱別表の重要な変更の欄の経費の配分の変更欄に掲げる変更以外のものとする。

2 交付金の交付の通知を受けたものが県規則第6条第1項第1号の規定により知事の承認を求める場合には事業変更承認申請書を提出することとし、添付する書類は別表第1に定めるとおりとする。

(事業の竣工)

第8 事業主体は、知事に別表第1に定める事業竣工届を提出しなければならない。

(実績報告)

第9 県規則第13条に規定する事業実績報告書の添付書類は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第10 補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、県規則別記様式第5号による補助金請求書(補助金の概算払又は前金払を受けているときは、補助金精算請求書とする。)又は別表第1に定める補助金概算払(前金払)請求書を提出しなければならない。

(達成状況報告)

第11 事業主体は、知事に別表第1に定める達成状況報告書を提出しなければならない。

(改善措置)

第12 事業主体は、第11に基づく達成状況が低調である場合は、知事に別表第1に定める改善計画書を提出しなければならない。なお、低調である場合とは、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。）第6の2（2）③及び第8の1によるものとする。

2 調査年度は、事業実施年度から目標年度までとし、調査年度の翌年度の6月末ま

でに知事に報告しなければならない。

(事業の遂行状況報告)

第13 県規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受けた者は、当該年度の9月末現在における補助事業の遂行状況を、別表第1に定める遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。

(書類の経由)

第14 県規則及びこの要領の規定に基づき知事に提出する書類は、所管の農林総合事務所を経由するものとする。

(事業完了等に伴う検査)

第15 知事は、事業主体より竣工届、事業実績報告書及び補助金概算払請求書が提出されたときは、農林水産部団体営補助事業等完了調査実施要領（平成11年5月21日制定）により、完了調査等を実施するものとする。

(施設の標示)

第16 本事業により設置した機械・施設等については、その導入年度等を明らかにするため、施設の内容に応じ、次のような事項を見やすい箇所に標示すること。
・事業名、施設名、導入年度、事業主体等。

(事業完了後の施設の管理)

第17 事業主体は、本事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）を常に良好な状態で管理し、機械施設等の定められた耐用年数に留意のうえ、施設管理の状況を明確にするため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳及びその他必要な関係書類を整備保管するものとする。

(処分等の取扱い)

第17 次に掲げる処分等の取扱いに当たっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」において規定する取扱いに準ずるものとする。

(1) 増改築に伴う手続

本事業により取得した施設の移転又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業主体は、別表第1に定める様式により知事に協議するものとする。ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合は、この限りではない。

(2) 機械施設等の処分の手続

事業主体は、本事業によって取得した機械施設等を処分しようとするときは、別表第1に定める様式によりその旨を知事に届け出るものとし、その処分が機械施設等の定められた耐用年数以内である場合には、知事に申請し承認を得るものとする。

(3) 災害被害財産等の処分の手続

施設が天災その他の災害を受けたときは、事業主体は遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年2月27日から施行し、令和6年1月1日以降に事業実施主体が行う取組について適用する。

2 令和6年4月3日改正

なお、改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

県要領 別表第1

書類名	様式番号		提出期限及び摘要
	県規則	県要領	
事業計画申請書		別紙様式 第1号	<p>○添付するもの (様式1)事業計画書 (様式2)事前点検シート ・直近の決算書(県、市町は除く) ・(様式3)協定書(特用林産振興施設等、木造公共建築物等は除く) ・環境負荷低減チェックシート(国要領別記様式第1号) ・その他必要と認められるもの ○事業計画における目標を定める指標は、国要領別表4の指標のガイドラインに基づき記載する。</p>
事業計画変更承認申請書		別紙様式 第3号	事由発生後速やかに 事業変更計画書(変更前、変更後)の資料を添付
補助金交付申請書	別記様式 第1号	別紙様式 第5号～第8号	別途定める日
誓約書		別紙様式21号	補助金交付申請書に添付して提出
事業着工届		別紙様式 第13号	事業着工後速やかに
事業変更承認申請書	別記様式 第2号	別紙様式 第12号及び 第5号～第8号	事由が生じた日より7日以内
補助金概算払請求書	別記様式 第6号	別紙様式 第15号及び第16号	補助金交付決定通知後
事業竣工届		別紙様式 第14号	事業竣工後
事業実績報告書	別記様式 第4号	別紙様式 第9号～第11号	事業が完了した日から概ね30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日
補助金精算請求書	別記様式 第5号		補助金確定通知後
達成状況報告書		別紙様式 第17号	<p>○添付するもの (様式4)個別事業評価 ○事業完了年度から目標年度までの6年間を行うものとする</p>

改善計画書		別紙様式 第18号	○添付するもの (様式5)改善計画の概要 ○事業終了後、予期せざる事情の変更により生産(利用)計画の変更をせざるを得なくなった場合に提出
遂行状況報告書	別記様式 第3号	別紙様式 第19号及び第20号	10月10日まで (ただし、高性能林業機械の導入は除く)
処分等の取扱い		別紙様式 第22号	増改築等の協議を行う場合、提出
		別紙様式 第23号	定められた耐用年数以内の機械施設等の処分を行う場合、提出（申請）
		別紙様式 第24号	定められた耐用年数を過ぎている機械施設等の処分を行う場合、提出（届出）
災害被害財産等 の処分の手続き		別紙様式 第25号	施設が天災その他の災害を受けた場合、提出（届出）
財産管理台帳 (参考)			国交付要綱別記様式第9号